

日南市空き家・空き地情報バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日南市における空き家・空き地等の有効活用を通して、本市への定住希望者へ情報提供を行い、地域の活性化と本市への定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する空き家・空き地（空き家・空き地となる予定のものを含む）
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売買若しくは貸借を行うことができる権利を有する者
- (3) 空き家等登録者 第4条第3項の規定により登録の通知を受けた者
- (4) 利用希望者 市内へ定住等を目的として空き家の利活用を希望する者
- (5) 利用登録者 第8条第3項の規定により登録の通知を受けた者
- (6) 日南市空き家・空き地情報バンク制度 市内に存する空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、利活用希望者に対し情報提供を行うシステム

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、日南市空き家・空き地情報バンク制度（以下「空き家等バンク制度」という。）以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家等登録申込書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家等バンク制度に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家等登録申込書の写しを当該申込者に交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等バンク制度に相当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家等バンク制度による登録を勧めることができる。
- 5 市長は、所有者等から提供のあった空き家等登録申込書の内容について、状況に応じて、地域住民等に確認することができる。また、その結果、空き家等登録申込書の内容が虚偽であることが発覚した場合には、第6条第1項により、空き家等登録を抹消する。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家等登録申込書に変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

(空き家等登録の抹消)

第6条 市長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等登録者より登録抹消届出書(別記様式第5号)の提出があったとき。
- (2) 所有者等が死亡し、取引が出来なくなったとき。
- (3) 当該空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税を滞納したとき。
- (4) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 空き家等登録者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2項に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録空き家等情報の公開等)

第7条 第4条第2項の規定により登録した空き家等に関する事項のうち、所有者及び所在地等が特定される事項を除き、市のホームページ等により公開する。

2 市長は、登録空き家等情報について、次条第2項の規定による利用希望者から情報提供の申込みがある場合には、当該利用希望者に対しその提供を行うものとする。

(空き家等利用希望者の登録の申込み等)

第8条 利用希望者は、空き家等利用希望登録申込書(別記様式第3号)及び誓約書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者を登録しなければならない。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在する者
- (2) 地域住民と協調及び連携して生活する者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家等利用希望登録申込書に変更内容を記載し、市長に届け出なければならない。

(利用登録の抹消)

第 10 条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第 8 条第 2 項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者より登録抹消届出書の提出があったとき。
- (5) 利用登録者が暴力団員等であることが判明したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第 11 条 市長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家等登録者及び利用登録者にその旨を通知するものとする。

(空き家等登録者及び利用登録者の交渉等)

第 12 条 市長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う、空き家等に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 市長は、空き家等登録者及び利用登録者の希望により社団法人宮崎県宅地建物取引業協会日南支部の紹介依頼があった場合は、当該支部を紹介できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 空き家等登録者及び利用登録者は、「空き家等バンク制度」における個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適性に管理すること。
- (3) 空き家等バンク制度から取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。